

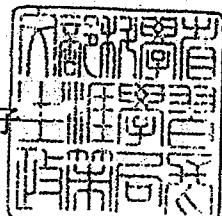
28文科生第676号  
平成28年12月28日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
独立行政法人国立青少年教育振興機構理事長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
各國公私立大學長  
各公私立短期大學長  
各國公私立高等専門學校長

殿

文部科学省生涯学習政策局長

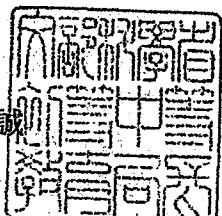
有松 育



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

藤原



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

常盤



(印影印刷)

### 改正児童福祉法等の規定の取扱いについて（通知）

児童虐待の防止等については、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）等に基づき、様々な施策が推進されてきました。しかしながら、子供の尊い生命が奪われるなどの痛ましい児童虐待事件は後を絶たず、児童相談所での児童虐待相談対応件数

も平成27年度には10万件（速報値）を超えるなど、児童虐待問題は依然として、早急に取り組むべき社会全体の課題となっています。

このため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。別添1～3参照。）が先の通常国会で成立し、平成28年6月3日をもって公布され、一部の規定を除き、同年10月1日及び平成29年4月1日より施行されることとなりました。

改正法の趣旨及び留意事項は下記のとおりですので、御了知いただくとともに、関係機関との連携等、児童虐待防止について適切に御対応ください。

また、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）等及び域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校（私立専修学校及び私立各種学校を含む。以下同じ。）に対して、附属学校を置く各国立大学にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、御周知ください。

また、国公私立大学長・公私立短期大学長にあっては、18歳以上の者に対する支援の継続等（記3）の事項について確認の上、適切に御対応ください。

なお、記1については厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長から各都道府県知事、指定都市市長及び児童相談所設置市長あてに、記2については厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長から各都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区児童福祉・母子保健主管部（局）長あてに通知されており、これを添付（別添4及び5）しますので、参考としてください。

## 記

1. 学校等から児童相談所への情報提供（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「虐待防止法」という。）第13条の4関係）（平成28年10月1日施行）

### （1）改正法の趣旨

虐待防止法においては、児童相談所や市町村から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、児童相談所や市町村において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、改正法においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に關係する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に關係する職務に從事する者（以下「関係機関等」という。）も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利

利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされた（虐待防止法第13条の4）。これを踏まえ、学校を含むこれらの機関等は、児童相談所長等から求めがあった際は適切に対応すること。

なお、専修学校、各種学校、民間教育施設及び青少年教育施設は「その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関」に含まれ、学校歯科医師、専修学校及び各種学校の教職員、民間教育施設の従業者及び青少年教育施設の従業者は「その他児童の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者」に含まれる。また、歯科医師については、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、虐待防止法第4条第2項及び第5条第1項における「その他児童の福祉に職務上関係のある者」と同様、「その他児童の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者」に含まれる。

## （2）守秘義務、個人情報保護との関係について

関係機関等については、刑法（明治40年法律第45号）又は関係資格法により守秘義務規定が設けられている場合があり、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象とされる。ただし、法令による行為など正当な行為については違法性が阻却され、これらの規定違反は成立しない（同法第35条）。

児童虐待の防止や対応のために児童相談所や市町村に情報提供することは、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者には、虐待防止法第5条第2項に基づき児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務があり、法第10条又は第11条に基づき児童相談所や市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等に協力するものであることから、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務に係る規定違反とはならないと考えられる。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている（個人情報保護法第16条及び第23条）。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第13条の4に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外使用又は第三者提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、虐待防止法第13条の4に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

## 2. 支援を要する妊婦等に関する情報提供（児童福祉法第21条の10の5第1項、同条第2項関係）（平成28年10月1日施行）

### （1）改正法の趣旨

これまでに社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門

委員会が取りまとめた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第一次～第12次報告）」によると、心中以外の虐待による子供の死亡事例については、0歳児の割合が約4割を占めており、この背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考えられている。また、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未交付である、妊婦健診が未受診であるといった妊婦については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）で状況が把握できない場合がある。

こうした課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、こうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。

また、児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、平成27年度は103,260件（速報値）で過去最多となった。児童虐待は、特別な家庭だけに発生するものではなく、学齢期以降の子供を含め、全ての子育て家庭で起こり得る可能性があり、要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を通じた関係機関との情報共有等を密に行い、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要である。

このため、改正法においては、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは特定妊婦（以下「要支援児童等」という。）に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされ、関係機関からの情報提供を基に、早い段階から市町村の支援につなげていくことが期待されている。

さらに、各分野での取組を通じた一層の連携を図るため、分野ごとの留意事項を（2）のとおりまとめたので、十分御配慮願いたい。

## （2）情報提供に当たっての留意事項

### ①共通

個人情報保護法第16条及び第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない、②個人データを第三者に提供してはならないこととされているところであるが、今般の改正法により、児童福祉法第21条の10の5第1項に規定されたことから、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意されたい。

また、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、

「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法第21条の10の5第1項に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、対象となる者に対しては、原則として、情報提供の概要及び要支援児

童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

## ②教育委員会事務局

各市町村の教育委員会事務局には、学校に対する専門的な指導を行う指導主事が配置されている場合もあり、教育課程、学習指導その他学校教育に関する事項の指導に当たっている。教育委員会事務局は、各学校から指導主事への様々な相談や指導依頼を通じ、要支援児童等を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場合には、以下のこと留意して、適切に対応するよう指導すること。

ア 主に別添5の別表3を参考に、学校が要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、学校から要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である旨を指導すること。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供を行うよう指導すること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

## ③幼稚園

幼稚園は、家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとして施設や機能を開設し、積極的に子育てを支援していく役割を担っており、その取組は、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のこと留意して取り組むこと。

ア 主に別添5の別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

工 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人一人の児童虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、園全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立園において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、児童虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

力 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

#### ④小学校及び中学校等

学校及び学校の教職員等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見・早期対応に努める必要があることから、以下のこと留意して引き続き取り組むこと。

ア 主に別添5の別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

工 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人一人の児童虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、学校全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立学校において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、児童虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

力 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

#### ⑤都道府県

都道府県は、地域における保健・医療・福祉・教育等の連携体制について状況を把握し、必要に応じて、市町村に対して助言、援助を行うこと。また、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行い、連携体制の整備を推進すること。

さらに、市町村の取組状況に配慮しつつ、地域連携の好事例を把握して他の地域や病院、診療所、児童福祉施設、学校等に周知するなどして、管内の各関係機関の要支援児童等への対応の水準の向上に努めること。

また、所管する私立学校に対して、市町村への要支援児童等の情報提供に関する周知及び情報提供を通じた協議会への参画の促進に努めること。

なお、医療機関との連携体制の推進に当たっては、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成28年7月27日付け雇児発0727第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定められた「医療的機能強化等事業」を活用し、都道府県等の中核的な小児救急病院等を中心とした連携体制の整備を進めることも可能である。

### 3. 18歳以上の者に対する支援の継続（児童福祉法第33条第6項、同条第8項、同法第31条第4項及び同法第25条の2並びに虐待防止法第16条）、自立援助ホームの対象者の拡大（児童福祉法第6条の3第1項、第33条の6及び第50条第7号の3）（平成29年4月1日施行）

児童福祉法においては、児童の範囲が18歳未満の者となっているところ、当該「児童」の年齢を超えた場合においても、自立のための支援が必要に応じて継続されることが不可欠である。このため、今回の改正により、18歳以上20歳未満の者のうち、施設入所等の措置等が採られている者について、必要な支援が継続できるようにすることとされた。

また、児童の自立を図る観点から、児童自立生活援助事業によって、児童養護施設等を退所した20歳未満の児童等であって就職や就学をするものに対して、共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において日常生活上の援助や就業の支援等が行われているところ、自立援助ホームで生活している者のうち、就学している者については、就労している者とは異なり、一定程度の収入を得ることが難しく、20歳到達時に退所させると学業の継続に悪影響を及ぼすことが考えられる。このため、今回の改正により、20歳に達する前から入所している者のうち、大学等で修学中のものについては、大学等を卒業する時点まで援助することが可能となるよう、22歳の年度末まで入所できることとされた。

大学等の教職員においては、学生等から相談を受ける場合等に、以上の点に留意すること。

(参考資料)

- ① 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」(厚生労働省HPに掲載。)を参照。
- ② 児童虐待についての学校における対応について
  - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」(文部科学省HPに掲載。)の「第3章学校生活での現れ」を参照。
  - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」(文部科学省HPに掲載。)の「第6章疑いから通告へ」を参照。

(添付資料)

- 別添1 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の概要
- 別添2 平成28年6月3日付け官報(号外第123号)
- 別添3 本通知に係る参考条文(抜粋)
- 別添4 平成28年12月16日付け雇児総発1216第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知
- 別添5 平成28年12月16日付け雇児総発1216第2号・雇児母発1216第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知

(担当)

生涯学習政策局男女共同参画学習課

家庭教育支援室家庭教育振興係

電話 03(5253)4111(内線2927)

FAX 03(6734)3719

e-mail danjokat@mext.go.jp

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係

電話 03(5253)4111(内線3298)

FAX 03(6734)3735

e-mail s-sidou@mext.go.jp

高等教育局学生・留学生課 法規係

電話 03(5253)4111(内線3050)

FAX 03(6734)3391

e-mail gakushi@mext.go.jp

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

別添1

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

### 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行ったための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等は、被虐待児童等に資する資料等を提供できるものとする。

### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

#### （検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目標として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

## 施行期間

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

- (号外第125号) (2分冊の1)

官報

〔法 律〕

  - 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(五二)
  - 総合法律支援法の一部を改正する法律(五三)
  - 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(五四)
  - 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律(五五)
  - 宅地建物取引業法の一部を改正する法律(五六)
  - 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律(五七)
  - 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(五八)
  - 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(五九)
  - 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(六〇)
  - 消費者契約法の一部を改正する法律(六一)

〔政 令〕

  - 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令(一一三)
  - 児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(一一四)
  - 国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(一一五)
  - 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一〇六)
  - 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(同一〇七)

〔省 令〕

本号で公布された

## (2) 認知機能が十分でないために自己の権利

の実現が妨げられているおそれがある国民

等であつて、近隣に居住する親族がないことその他の理由により、弁護士等のサー

ビスの提供を自発的に求めることが期待できないものに対し、弁護士等による法律相

説（刑事に関するものを除く。）を実施するにとした。（第三〇条第一項第三号関係）

## 大規模災害の被災者の援助

その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政

令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混亂を生ずるおそれ

がある地区として政令で定めるものに住所等を有しない國民等のとみ、同日も記入

て一年を超えない範囲内において総合法律支  
援の実態本削除の地の名義変更の事例

の実施を除く他の当該被災地の実情を勘査して政令で定める期間に限り、弁護士等に

する法律相談（刑事に関するものを除く。）を実施する」ふじた。（第三〇条第一項第四号）

特定侵害行為の被害者の援助

特定期害行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律第一条第一項に規定するつまどい

児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は配偶者からの暴力の防止及

被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する犯人からの暴力を防ぐ。」を規定づけ

る疑いがあると認められる者のため、特定

行為による相手の障害に関する法律を実施することとした。(第三〇条第一項第

関係) 拠センターの職員である弁護士に関する支

センターの責務  
援センターは、支援センターの職員のうち、

の法律事務を取り扱うことについて契約し  
る弁護士につき、弁護士会及び日本弁護士

会並びに隣接法律専門職者団体との連携の  
当該弁護士の職務の円滑な遂行に必要な措

講するといひ、その資質の向上に努めるとした。(第三二条の一関係)

(1) 前払式支払手段の払戻し時の公告に関する規定の整備  
前払式支払手段発行者が、その発行する前払式支払手段について払戻しを行う場合の公告に関する規定を整備することとした。(第二〇条関係)

(2) 前払式支払手段に係る苦情の処理に関する規定の整備  
前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないことを明確化することとした。(第二一条の二関係)

(3) 前払式支払手段に係る発行保証金の額の算定に関する特別  
前払式支払手段発行者は、発行保証金の額の算定の基準日について、毎年三月末日及び九月末日の基準日に加え、毎年六月末日及び一二月末日を基準日とする」とを選択できることとした。(第二九条の二関係)

(4) 仮想通貨交換業に係る制度整備  
仮想通貨交換業の一部廃止に係る手続の整備資金移動業者が、その資金移動業の一部を廃止した場合の手続を整備することとした。(第六一条関係)

(1) 登録の導入  
仮想通貨交換業(仮想通貨の売買又は定義)  
「仮想通貨」の定義を定めることとした。

(2) 登録の導入  
仮想通貨交換業(仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換等を業として行うこと)などを、登録を受けた法人でなければいけない」とは、登録を受けた法人でなければならないとした。(第六三条の二関係)

(3) 業務に関する規定の整備  
仮想通貨交換業者は、情報の安全管理のため必要な措置を講じなければならないとした。(第六三条の八関係)

(4) 仮想通貨交換業者は、利用者への情報提供など利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置を講じなければならないこととした。(第六三条の一〇関係)

(5) 児童福祉法等の一部を改正する法律(法律第六三号)(厚生労働省)  
1. 児童の福祉を保障するための原理に関する事項  
児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されると、その生活を保護されること、愛され、保護される」として、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めるものとする」とした。

(6) 認定資金決済事業者協会に関する規定の整備  
仮想通貨交換業者が設立した一般社団法人であるて、仮想通貨交換業の適切な実施の確保を目的とする等の要件に該当すると認められるものを、法令遵守のための会員に対する指導等を行う者として認定することができる」ととするなど、認定資金決済事業者協会に関する規定を設けることとした。(第八七条、第八八条、第九〇条)  
第九二条及び第九七条関係

(7) 第二条第一項関係  
児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うものとするとした。(第二条第二項)  
第二条第一項関係

(8) 国及び地方公共団体の責務に関する事項  
国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援するものとする」として、児童を家庭において養育することとした。ただし、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合には児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合においては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じるものとするとした。(第三条の二関係)

(9) 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、児童福祉法に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うものとするとした。(第三条の三)  
第一項関係

(10) 都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術(以下「知識等」という)並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童福祉法に基づく児童に関する業務を適切に行うものとするとした。(第三条の三第二項)  
第一項関係

(11) 都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術(以下「知識等」という)並びに各市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業等の実施が適当であると認めると認める者(施設入所等の措置を要する者を除く)を市町村に送致するものとするとした。(第二六条第一項)  
三章関係

(12) 児童相談所長は、通告を受けた児童等のうち、児童及び妊娠婦の福祉に関する専門的な知識等を要しない支援を行うことを要すると認める者(施設入所等の措置を要する者を除く)を市町村に送致するものとするとした。(第二六条第一項)  
第一項第八号関係



2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について探られた施設入所等の措置等を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進等を支援するために必要な助言を行うこと及び当該助言に係る事務を民間に行うこととした。(附則第二条第三項関係)

3 委託することができるものとするとした。(第一二三条関係)

4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について探られた施設入所等の措置等を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、必要な支援を行うものとする」とした。(第一二三条の二関係)

5 児童の医療、福祉又は教育に關係する機関及び関連する職務に従事する者は、市町村長等から児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料等の提供を求められたときは、当該資料等を提供することができるものとする」とした。(第一二三条の四関係)

6 児童の親権を行つた保護者の範囲を拡大する等の措置等が採られた場合において、施設の長が面会等の制限等を行うことができる当該児童虐待を行つた保護者の範囲を拡大する等の措置等を講ずるものとした。(第一六一条関係)

7 施行期日等

1 ◇発達障害者支援法の一一部を改正する法律(法律第六四号)(厚生労働省)

2 目的の改正

3 本法律は、一部の規定を除き、平成一九年四月一日から施行することとした。

4 施行期日

5 児童に発達障害の疑いがある場合における支拂に開する改正

6 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行つよう努めるものとした。(第五条第三項関係)

7 教育に関する改正

8 情報の共有の促進の新設

9 就労の支援に関する改正

1 定義の改正

2 「発達障害者」の定義を、「発達障害がある者であつて発達障害者及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」とするものとした。(附則第二条第三項関係)

3 児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊娠中の婦人に関する業務に従事する者の資質の向上を図るために方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とした。(附則第二条第三項関係)

4 政府は、(一)から(四)までのほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とした。(附則第二条第四項関係)

5 政府は、この法律の施行後五年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置する」とができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする」とした。(附則第三条関係)

6 その他、この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。(附則第四条、第二十二条関係)

7 発達障害者の支援は、全ての発達障害者が社会参加の機会が確保されること及び「誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に生きることを妨げられないことを旨として、行われなければならない」とした。(第一二三条の二第二項関係)

8 国及び地方公共団体の責務として、行わなければならぬこととした。(第一二三条の二第三項関係)

9 国及び地方公共団体の責務の追加

1 定義の改正

2 「発達障害者」の定義を、「発達障害がある者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行つ関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行つ関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報を国を規定する」とともに、国及び都道府県は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援の共存を促進するため必要な措置を講じるものとする」とした。(第九条の二関係)

3 就労の支援に関する改正

4 就労の支援の主体に改正前の都道府県に加えて国を規定する」とともに、国及び都道府県は、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援の共存を促進するため必要な措置を講じるものとする」とした。(第一〇条第一項関係)

5 事業主は、発達障害者の雇用に関する、その他の必要な支援を認め、その雇用の実現に資する能力を正正に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の発達障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならないものとする」とした。(第一〇条第二項関係)



第一条を次のように改める。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されることと、その生活を保障されこと、愛され、保護されることと、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とする。

第十三条第三項中「要いて」を「基づいて」に改め、同条第四項中「政令の定めるところにより」を削り、「前項」を「第四項」に改め、同条第五項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておむね五年以上勤務した者でなければならない。

第十三条第一項の次に次の二項を加える。

児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

第十四条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第一章第四節を同章第五節とする。

第十一条第一項第三号中「応じ」を「応ずる」と並びに「行うこと」に改め、同項に次の二項を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

第五十一条第一項第二号中「基づいて」の下に「心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他」を加え、同項に次の二項を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

第十二条第二項中「と及びと」を「並びに」に改め、「止まで」の下に「及び第三号」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行つものとする。

第十二条の三第四項を削り、同条に次の二項を加える。

一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者は同項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者

者

第一章第三節を同章第四節とする。

第八条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項の次に次の二項を加える。

児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求める。その意見を聽くことができる。

第九条第一項中「委員は」の下に「児童福祉審議会の権限に属する事項に関する公正な判断をすることができる者であつて、かつ」を加え、同条第三項中「臨時委員は」の下に「前項の事項に關し公正な判断をすることができる者であつて、かつ」を加える。

第一章第二節を同章第三節とする。

第六条の三第四項中「特別区を含む。以下同じ。」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第一章中第一節を第二節とし、同節の前に次の二節を加える。

第一節 國及び地方公共団体の責務

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適當でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに養育されるよう、児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

第二十四条第一項の規定による保育の実施その他のこの法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに養育されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他のこの法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第二十一条の十の四の次に次の二項を加える。

国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の医療、福祉又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現住地の市町村に提供するよう努めなければならない。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他の児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現住地の市町村に提供するよう努めなければならない。

刑法の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供することを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条に次の二項を加える。

刑法の秘密漏洩罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の六 第二十五条の七第一項及び第二十五条の八中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十六条第一項中「第二十五条の規定」を「第二十五条第一項の規定」に改め、同項第二号中「保護者を」の下に「児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において」を、「又は」の下に「市町村」を加え、若しくは都道府県を「都道府県」に、「又は特定相談支援事業」を「若しくは特定相談支援事業」に、「指導を委託する」を「委託して指導させる」に改める。

第二十七条第一項第二号中「保護者を」の下に「児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において」を、「又は」の下に「市町村」を加え、「指導を委託する」を「委託して指導させる」に改める。

第三十条の一中「及び第四十八条」を「第四十八条及び第四十八条の二」に改める。

第三十三条第一項中「とる」を「採る」に、「児童に」を「児童の」に、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため児童の」に、「加えさせ」を「行わせ」と、「時保護を加えさせる」を「当該時保護を行わせる」に改め、同条第二項中「を加えた」を「が

に、「加え」を「行い」に、「時保護を加えさせる」を「当該時保護を行わせる」に改め、同条第三項中「とる」を「採る」に改め、「至るまで」の下に「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため」を加え、「児童に」を「児童の」に、「加えさせ」を「行わせ」と、「時保護を加える」を「当該時保護を行

う」と改める。

第三十三条の二第一項中「を加えた」を「が行われた」に改め、同条第二項中「を加えた」を「が

行われた」に、「とる」を「採る」に改める。

第三十三条の二の二第一項中「を加えた」を「が行われた」に改める。

第三十三条の三第一項中「を加えていた」を「が行われている」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三十三条の九の二 国は、要保護児童の保護に係る事例の分析その他要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

第三十三条の十中「児童に」を「児童の」に、「加える業務」を「行う業務」に、「を加え、若しくは加える」と委託された」を「が行われた」に改める。

第三十三条の十四第二項中「加える」を「行う」に改める。

第四十八条の三を第四十八条の四とし、第四十八条の二の次に次の二条を加える。

第四十八条の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携の養育環境及び良好な家庭的環境を含む)で養育されるために必要な措置を採らなければならぬ。

第五十六条第二項中「第六号の三」を「第六号の二」に、「及び」を「若しくは」に改め、同条第四項中「に規定する額」を「の規定による徴収金」に改め、同条第五項中「官公署に対し、必要な書類の閲覧又は」を「本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは」に改める。

第六十二条の大第二号中「又は第三項」を「若しくは第三項」に、「同項」を「これら」に改める。

第二条「児童福祉法の一部を次のように改正する。」を加える。

第六条の三第三項を次のように改める。

第六十二条の大第二号中「又は第二十四条の三十九第一項」を「若しくは第二十四条の三十九第一項」に改める。

この法律で「児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対するものによるもの」として、「児童における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他援助を行う事業をいう。」

一、義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等(第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定める者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という)。

二、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満二十歳に満たない者であつて、満二十歳未満義務教育終了児童等であるもの(以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という)。

三、厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者(都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した)とその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る)のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの(以下「養育里親」という)。

四、この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

一、厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者(都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した)とその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る)のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの(以下「養育里親」という)。

五、前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養育となることを希望する者(都道府県知事が厚生労働省令で定めるものに限る)のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの(以下「養子縁組里親」という)。

六、第一号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び妊娠の実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

七、第七条第一項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

八、第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行つて当たり、児童及び妊娠の実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

九、第十一条第一項第一号中「前条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同項第二号へを次のように改める。

一、里親に関する次に掲げる業務を行つこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行つこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行つこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

(4) 第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という)。

五、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という)。

六、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という)。

七、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という)。

八、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という)。

九、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という)。

十、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という)。

十一、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という)。

十二、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という)。

十三、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という)。

十四、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という)。

十五、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という)。

十六、第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る)を解除された者その他改めて定めた者をいう。次号において同じ)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という)。



児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第六項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者(児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの)を保護する。

以下この項及び次項において同じ)の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行ひ、又は適切な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

満十八歳に満たないときに行われた措置に関する承認の申立てに係る児童であつて、当該申立てに対する審査が確定していないもの又は当該申立てに対する承認の審査がなされた後ににおいて第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書若しくは第二項ただし書の規定による措置が採られていないもの。

都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るために、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適切な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

第六項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

第三十三条の二第一項ただし書中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第三十三条の四第五号中「児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等」を「当該児童自立生活援助の実施に係る満二十歳未満義務教育終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等」に改める。

第三十三条の六第一項中「義務教育終了児童等の一」を「満二十歳未満義務教育終了児童等の一」に、「満二十歳未満義務教育終了児童等から」を「満二十歳未満義務教育終了児童等から」に、「義務教育終了児童等に」に、「義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「児童自立生活援助」に改め、同条第二項中「前項に規定する義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、「同項に規定する」を削り、「当該義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、同条第三項中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、「第一項に規定する」を削り、同条第四項中「又は第二十六条第一項第五号」を「若しくは第二十六条第一項第六号」に改め、「受けた児童」の下に「又は第三十三条第六項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等」を加え、「その児童」を「これらの者」に改め、同条第五項中「義務教育終了児童等の第一項に規定する」を「満二十歳未満義務教育終了児童等の第一項に規定する」に改め、同条第六項中「又は第二十六条第一項第五号」を「若しくは第二十六条第一項第六号」に改め、「受けた児童」の下に「又は第三十三条第六項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等」を加え、「その児童」を「これらの者」に改め、同条第七項中「満二十歳未満義務教育終了児童等の第一項に規定する」を「満二十歳未満義務教育終了児童等の第一項に規定する」に改める。

第三章の章名中「及び」の下に「養子縁組親名簿」を加える。

第三十四条の十九中「養育里親名簿」の下に「及び養子縁組親名簿」を加える。

第三十四条の十九中「養育里親名簿」の下に「若しくは養子縁組里親」を「当該養育里親」の下に「又は養子縁組里親」を「又は養子縁組里親」を「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を加える。

第三十四条の二十一中「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を「その他養育里親」の下に「又は養子縁組里親」を加える。

第四十三条の二中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「軽度の情緒障害者を有する」を「家庭環境・学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた」に、「その情緒障害を治し」を「社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を中心として行い」に改める。

第四十八条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第四十八条の二中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、「当該施設の所在する地域の住民に対して」を削り、「において」の下に「当該施設の所在する地域の住民につき」を加える。

第四十八条の三中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、「当該施設の所在する地域の住民に対して」を削り、「において」の下に「当該施設の所在する地域の住民につき」と限る。の実施に改める。

第五十六条第二項中「若しくは第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第五項中「若しくは第三項まで」を削り、同条第六項中「から第二項まで」を「又は第二項」に改め、同条第七項中「から第五項まで」を「又は第三項」に改め、同条第三項を削る。

第五十九条の四第一項中「設置する市」の下に「特別区を含む。以下この項において同じ。」を加える。

(元春防止法の一部改正)

第三条(元春防止法(昭和三十一年法律第百十八号))の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項を削る。

第三十六条の次に次の二条を加える。

(婦人相談所長による報告等)

第三十六条の二婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準する事情にあつた女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十二条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村(特別区を含む)の長に報告し、又は通知しなければならない。

第三十七条中「昭和二十二年法律第百六十四号」を削る。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第四条(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号))の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「同法第四十四条の二第一項」を「元春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十五条第一項に規定する婦人相談員、児童福祉法第四十四条の二第一項」に改める。

第八条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(母子保健法の一部改正)

第五条(母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号))の一部を次のように改正する。

目次中「母子保健施設」を「母子健康包括支援センター」に改める。

第五条第二項中「当たつては」の下に「当該施設が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意することも」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第二十二条第一項中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

第二十二条第一項中「母子健康センター」は、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

第三十四条の二十九中「養育里親名簿」の下に「及び養子縁組里親」を加える。

第三十四条の二十九中「養育里親」の下に「及び養子縁組里親」を「当該養育里親」の下に「又は養子縁組里親」を「又は養子縁組里親」を「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を加える。

一、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

二、母子保健に関する各種の相談に応すること。

三、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

四、母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行なうこと。

五、健診並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

六、市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の

保健指導を行なうに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

七、市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の

保健指導を行なうに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

八、市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の

保健指導を行なうに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

九、市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の

保健指導を行なうに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

十、市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の

保健指導を行なうに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

十一、市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の

保健指導を行なうに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

十二、市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の

保健指導を行なうに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

十三、市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の

保健指導を行なうに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

十四、市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の

保健指導を行なうに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

十五、市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の

保健指導を行なうに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

十六、市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の

保健指導を行なうに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行なうように努めなければならない。

(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)

第十三条の二 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童

福社法第三十三条第二項の規定による「一時保護が行われた場合において、当該児童につけて採ら

れた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するときは当該児童が一時的に帰宅す

るときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつ

て、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行なうものとする。

第十四条第一項中「その」を「民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の」に改める。

第十五条中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条の次に次の二条を加える。

第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 児童虐待の防止等に関する法律の一部を次のよう改める。

第二条第四号中「らう」の下に「第十六条において同じ」を加える。

第三条第二項中「同法第三十二条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる」を「次に掲げる措置を探る」に改め、同項に次の各号を加える。

一、児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二、児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による良好な家庭の環境と同様の養育環境及び

当該一時保護を行わせることに改め、同条第一項中「行うた」の下に「又は行わせた」を加える。

三、当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という)が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県

又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四、当該児童のうち児童福祉法第六条の三(第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第六項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども

子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

五、前項の規定により行なわれる助言に係る事務に従事する者は從事していた者は、その事務に関する知識を漏らしてはならない。

六、前項の規定により行なわれる助言に係る事務に従事する者は從事していた者は、その事務に関する知識を漏らしてはならない。

七、前項の規定により行なわれる助言に係る事務に従事する者は從事していた者は、その事務に関する知識を漏らしてはならない。

八、前項の規定により行なわれる助言に係る事務に従事する者は從事していた者は、その事務に関する知識を漏らしてはならない。

九、前項の規定により行なわれる助言に係る事務に従事する者は從事していた者は、その事務に関する知識を漏らしてはならない。

十、前項の規定により行なわれる助言に係る事務に従事する者は從事していた者は、その事務に関する知識を漏らしてはならない。

十一、前項の規定により行なわれる助言に係る事務に従事する者は從事していた者は、その事務に関する知識を漏らしてはならない。

十二、前項の規定により行なわれる助言に係る事務に従事する者は從事していた者は、その事務に関する知識を漏らしてはならない。

十三、前項の規定により行なわれる助言に係る事務に従事する者は從事していた者は、その事務に関する知識を漏らしてはならない。

第十六条を第七十条とし、第十五条の次に次の二条を加える。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者(以下この条において「延長者」という)、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者(以下この項において「延長者の監護者」という)及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者虐待」という)については、延長者を見童と、延長者の監護者による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十二条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放棄その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者に対する著しい暴力又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

延長者又は児童福祉法第三十三条第八項に規定する保護延長者(以下この項において「延長者等」という)延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者(以下この項において「延長者等の監護者」という)及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者等虐待」という)については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を見童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置と同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護と同法第一項又は第二項の規定による一時保護とみなしして、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者等に対する著しい暴力又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条に第一項及び

第二項として二項を加える改正規定、同法第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とする改正規定、同章第四節を同章第五節とする改正規定、同法第十条第一項の改正規定、同法第十一

条第一項に一号を加える改正規定、同章第三節を同章第四節とする改正規定、同法第二章第六節中第三十三条の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第三十三条の九の

第三節とする改正規定、同法第六条の三第四項の改正規定、同法第一章中第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定、同法第二十三条第一項、第二十六条第一項第二号、第二十七

条第一項第二号、第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二第一項及び第二項、第三十三条の二の二第一項並びに第三十三条の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第三十三条の九の

第三節とする改正規定並びに同法第三十三条の十四第二項及び第五十六条

第四項の改正規定、第四条中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三条の二第一項の改正規定、第五

条中母子保健法第五条第二項の改正規定並びに第六条中児童虐待の防止等に関する法律第四条第五

一項及び第七項、第八条第二項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の三、第十四条第一項並びに第十五条の改正規定並びに附則第四条、第八条及び第十七条の規定並びに附則第二十一条中国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の四の規定並びに附則第二十一条の規定(児童防犯法第三十五条第四項を削る改正規定を除く)及び第六条の規定(同号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第九条の規定、附則第十八条中子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第六条第二項の改正規定及び附則第二十二条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)平成二十八年十月一日(検討等)

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)、第三条の規定(児童防犯法第三十五条第四項を削る改正規定を除く)及び第六条の規定(同号に掲げる改正規定を除く)並びに附則第九条の規定、附則第十八条中子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第六条第二項の改正規定及び附則第二十二条の規定(前号に掲げる改正規定を除く)平成二十八年十月一日(改める部分に限る)公布の日

三 政府は、この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

四 政府は、この法律の施行後速やかに、児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童(次項において「要保護児童」という)を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を調査しつづけ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 政府は、前二項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六 政府は、この法律の施行後五年を目途として、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(養子縁組里親に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法(附則第六条において「旧法」という)第六条の四第一項に規定する里親であつて、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という)の前日までに厚生労働省令で定めるところにより第二条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新法」という)第六条の四第二号に規定する養子縁組里親(以下この条において「養子縁組里親」という)となることを希望する旨の申出をしたもの(その者又はその同居人

が新法第三十四条の二十第一項各号(同居人にあつては、同項第一号を除く)のいずれかに該当するものを除く)については、施行日から起算して一年間に限り、養子縁組里親とみなす。

(児童福祉司に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に任用されている児童福祉司は、新法第十三条第三項の規定により任用された児童福祉司とみなす。

(情結障害児短期治療施設に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する旧法第四十三条の二に規定する情結障害児短期治療施設は、新法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用につきては、なお前項の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののが、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(少年法の一部改正)

第九条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のよつて改正する。

第六条の大第三項中「第十五卷」を「第三十五卷」に改める。



## (基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するため必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を講ずる責務を有する。

一切の役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応えるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応えるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

不适当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(不适当な差別的言動に係る取組についての検討)

不适当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

政

令

文部科学大臣 鳥居 浩  
内閣総理大臣 安倍 駿三  
法務大臣 岩城 光英

政令第二百二十四号  
児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十三号)の一部の施行に伴い、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第五十三条及び第五十九条の四第一項並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
(児童福祉法施行令の一部改正)

第二条 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の一部を次のとおり改正する。

第四十二条第八号中「を加えた」を「が行われた」に改める。

第四十五条の三第一項中「連絡調整等」の下に「同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務」を加え、同条第八項中「においては」の下に「法第三条の三第二項中「市町村の行うことの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号口から今までに掲げる業務及び同項第三号に掲げる業務(広域的な対応が必要な業務を除く)」と法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と「以下」の下に「第五十六条の八第三項までにおいて」を加え、「から第四項まで及び第二十七条第五項中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」を「法第十四条の十九の二において準用する場合を含む」中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の市長」と法第二十一条の五の二十六第三項及び第四項(これららの規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む)中「指定期都の長」とあるのは「都道府県知事」と「法第二十一条の五の二十七第五項(法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と「関係都道府県知事」とあるのは「関係児童相談所設置市の市長」に「都道府県以外」を「以外」に、児

## 政令第二百三十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

第一項中「第一百八十五号まで」を「第一百八十六号まで」に改め、同条に次の二号を加える。

百八十六 九州觀光支援交付金

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣 麻生 太郎  
国土交通大臣 石井 啓一  
内閣総理大臣 安倍 駿三

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 聖  
平成二十八年六月三日

内閣総理大臣 安倍 駿三

「童相談所設置市」の区域を「の区域」とし、その下に「法第二十六条第一項第一号中「市町村」とあるのは「児童相談所設置市以外の市町村」とし、法第二十七条第一項第一号中「市町村」とあるのは「当該児童相談所設置市以外の市町村」とし、及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」を「中」「以内」に、「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」を「にかかるわざ」に改める。

## (地方自治法施行令の一部改正)

第二条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一百七十四条の二十六第一項中「連絡調整等」の下に「同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務」を加え、同条第七項中「たおこては、児童福祉法」の下に「第三条の三第二項中「市町村の行う」の法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童」とあるのは「児童」と「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と「第十一条第一項各号に掲げる業務」とあるのは「第十一条第一項第二号からまでに掲げる業務」及び同項第三号に掲げる業務(広域的な対応が必要な業務を除く)」と、同法第十一条第一項第三号中「広域的な対応が必要な業務並びに家庭」とあるのは「家庭」と「同法」を加え、「及び第十一条の五の二十七第五項(これららの規定を同法)を「同法」に改め「都道府県知事」と「同法」の下に「第二十一条の五の二十七第五項(同法第十四条の十九の二において準用する場合を含む。)中「指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と「関係都道府県知事」とあるのは「関係指定都市の市長」と「同法」を加え、「都道府県以外を「以外」と「指定都市の区域」を「の区域」に改め「区域」との下に「同法第二十六条第一項第二号中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と「同法」を加え、「及び第二項中「市町村長を経て、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」を「中」「以内」に、「市町村長を経由し、都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」を「にかかるわざ、市町村長を経由」とあるのは「にかかるわざ」に改める。

第一百七十四条の四十九の二第二項中「においては、児童福祉法」の下に「第三条の三第二項中「市町村の行う」の法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うことなど、児童」とあるのは「児童」と「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応」とあるのは「技術」と「第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾患医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置」とあるのは「小児慢性特定疾患医療費の支給」と「同法」を加え、「並びに第十四条第一項、第三項」を「の規定中「児童福祉施設」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く)の長並びに」と、同法第四十六条第一項中「児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び」とあるのは「助産施設、母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府県が設置するものを除く)の長並びに」と、同条第三項に改め、「第五十六条の八第三項中「」の下に「にかかるわざ」を加え、「都道府県知事を削り、「中核市の市長」を「にかかるわざ」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

## (附則)

厚生労働大臣 山本 早苗  
内閣総理大臣 塩崎 恭久  
内閣総理大臣 安倍 韶三

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

## 政令第1百三十五号

国民年金法施行令及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令。

内閣は、国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三条第三項及び附則第九条の四の七第一項第一号並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)附則第十四条第一項第一号、第三項、第六項及び第九項並びに第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

## (国民年金法施行令の一部改正)

第一条 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第十号中「及び平成十六年改正法附則第十九条第三項」を「平成十六年改正法附則第十九条第三項及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号。以下「平成二十六年改正法」という)附則第十四条第二項」に、「第九十条の三第一項並びに平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項」を「並びに第九十条の三第一項、平成十六年改正法附則第十九条第一項及び第二項並びに平成二十六年改正法附則第十四条第一項」に改める。

第十四条の十六中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

## 七 平成二十六年改正法附則第十四条第一項の申請

第十四条の二十三第三号中「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)を「平成二十六年改正法」という)附則第十四条第一項及び

(政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第三百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第十四条第一項各号」を「第二十条第一項各号」に、「第十四条第一項及び第二十条第一項及び」に改め、同条を第二十条とする。

第十二条の二の表中「第十三条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に、「第十三条第一項並びに」を「第十九条第一項並びに」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条第二項の表中「第十三条第一項各号」を「第十九条第一項各号」に、「第十三条第一項並びに」を「第十九条第一項並びに」に改め、同条を第十九条とする。

第十二条を第十八条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条を第十七条とし、同条の前に見出として「(日本国籍を有しない者に対する未支給の脱退一時金の支給を請求することができる者に因する経過措置)を付する。

第十二条の次に次の六条を加える。

(平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号の政令で定める額)

第十二条 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)第六条の七の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号の政令で定める額について準用する。

(保険料を納付することを要しないものとされる場合における法令の適用)

第十二条 平成二十六年改正法附則第十四条第一項の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる場合には、国民年金法第二百一十七条第三項第三号中「又は第九十条の三第一項」とあるのは「若しくは第九十条の三第一項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)附則第十四条第一項」とある。

確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第六十二条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「第九十条の三第一項若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百一十七号)第十三条第四号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「第九十条の三第一項若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十四号)以下「平成二十六年改正法」という)附則第十四条第一項の規定により国民年金法」と、同法第四十五条第三項第七号中「若しくは第九十条の三第一項の規定により同法」とあるのは「第九十条の三第一項若しくは平成二十六年改正法附則第十四条第一項」とする。

前項の規定により同法」とあるのは「第九十条の三第一項若しくは平成二十六年改正法附則第十四条第一項」とする。

(所得の範囲)

第十四条 国民年金法施行令第六条の十一の規定は、平成二十六年改正法附則第十四条第一項第一号に規定する所得の範囲について準用する。

(所得の額の計算方法)

第十五条 国民年金法施行令第六条の十一の規定は、平成二十六年改正法附則第十五条第一項第一号に規定する所得の額の計算方法について準用する。

(指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例に関する技術的説明)

第十六条 平成二十六年改正法附則第十五条第四項の規定により平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法第百九条の二第四項から第八項までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百九条の二第四項	第百九条の二第八項	第一項の指定の手続その他の	全額免除要件該当被保険者等
第百九条の二第七項	第一項の指定の手続その他の	平成二十六年改正法附則第十四条第一項各号	納付猶予要件該当被保険者等(政府管掌年金事業等の一部を改正する法律附則第十五条第一項から第八項までの規定による改正後の国民年金法第百九条の二第四項から第八項までの規定に係る罰則を含む)を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
平成二十六年改正法附則第十四条第一項各号	第一項の指定の手続その他の	平成二十六年改正法附則第十四条第一項各号	納付猶予要件該当被保険者等(政府管掌年金事業等の一部を改正する法律附則第十五条第一項から第八項までの規定による改正後の国民年金法第百九条の二第四項から第八項までの規定に係る罰則を含む)を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の国民年金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

この政令は、平成二十八年七月一日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎恭久  
内閣総理大臣 安倍晋三

○厚生労働省令第六号

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十三号)の一部の施行に伴い、児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)第三十三条の十五第二項及び第三十三条の十六の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令。

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令。

第三十六条の二十九第一号及び第三十六条の三十第一号」中「加える」を「行つ」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 塩崎恭久

## 本通知に係る参照条文（抜粋）

**児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）**

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助 及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（第二十七条第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）

二 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの（満二十歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満二十歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの（以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という。）

②～④（略）

⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

⑥～⑭（略）

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

- ② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- ② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

- ③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

- ④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

- ⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- ⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

### 第三十一条（略）

- ② 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設（第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、引き続き同項第三号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

- ③ 都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により障害児入所施設（第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）に入所した児童又は第二十七条第二項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入

院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満二十歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探ることができる。

④ 前三項に規定する保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二十七条第一項第三号若しくは第二項に規定する措置とみなす。

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を探るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適當な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

② 都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十七条第一項又は第二項の措置を探るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適當な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二月を超えてはならない。

④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができる。

⑤ 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。

⑥ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措

置を探るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。

- 一 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。
  - 二 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。
- ⑦ (略)
- ⑧ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第六項各号に掲げる措置を探るに至るまで、保護延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者的心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。
- 一 満十八歳に満たないときにされた措置に関する承認の申立てに係る児童であつた者であつて、当該申立てに対する審判が確定していないもの又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書若しくは第二項ただし書の規定による措置が採られていないもの
  - 二 第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られている者（前号に掲げる者を除く。）
- ⑨・⑩ (略)

- 第三十三条の六 都道府県は、その区域内における満二十歳未満義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その満二十歳未満義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その満二十歳未満義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、児童自立生活援助を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。
- ② 満二十歳未満義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、厚生労働省令の定めるところにより、入居を希望する同項に規定する住居その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、厚生労働省令の定めるところにより、満二十歳未満義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。
  - ③ 都道府県は、満二十歳未満義務教育終了児童等が特別な事情により当該

都道府県の区域外の第一項に規定する住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならない。

④ 都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第六項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

⑤ 都道府県は、満二十歳未満義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

⑥ 第一項から第三項まで及び前項の規定は、満二十歳以上義務教育終了児童等について準用する。この場合において、第一項中「行わなければならぬ。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第三項中「図らなければならない」とあるのは「図るよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～七の二 (略)

七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

八～九 (略)

#### 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）（抄）

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 (略)

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3～7 (略)

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他

児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3 (略)

(警察署長に対する援助要請等)

第十条 児童相談所長は、第八条第二項の児童の安全の確認を行おうとする場合、又は同項の一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせようとする場合についても、同様とする。

2・3 (略)

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十二条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。

2・3 (略)

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号 又は第二十八条第一項の規定による措置を探る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 (略)

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児

童の医療、福祉又は教育に関する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者的心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

- 一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - 二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。
  - 四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 2 延長者又は児童福祉法第三十三条第八項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等につ

いて行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護を同法第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

- 一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

**刑法（明治40年法律第45号）（抄）**

（正当行為）

第三十五条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

（秘密漏示）

第百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 （略）

**個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）**

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業

者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る

ことにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### (第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る

ことにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～6 (略)

雇児総発 1216 第 1 号

平成 28 年 12 月 16 日

各 都道府県知事  
指定都市市長  
児童相談所設置市長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)

### 児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 63 号。以下「改正法」という。) については、本年 6 月 3 日に公布され、その一部は本年 10 月 1 日から施行することとしている。

改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。) 第 13 条の 4 においては、地方公共団体の機関に加え、児童の医療、福祉又は教育に関する機関や児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるものとされた。

改正法の趣旨及び内容等については、改正法の公布に際し、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(平成 28 年 6 月 3 日付け雇用均等・児童家庭局長通知)において既に通知しており、公布日及び平成 28 年 10 月 1 日施行の改正内容を踏まえた「児童相談所運営指針」(平成 2 年 3 月 5 日付け児童家庭局長通知)の改訂についても、「児童相談所運営指針の改正について」(平成 28 年 9 月 29 日付け雇用均等・児童家庭局長通知)において通知したところであるが、改正法に規定されていない民間事業者からの資料又は情報の提供に係る考え方も含め、当該規定の趣旨等について、下記のとおり通知する。貴職におかれでは、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所におかれでは、必要のある場合には、躊躇なく資料又は情報の提供を依頼するとともに、できる限りの協力を求め、児童虐待への対応方針の判断等にあたり活用されたい。

なお、本通知については、医政局及び社会・援護局障害保健福祉部並びに文部科学省、個人情報保護委員会事務局、総務省自治行政局及び法務省刑事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

## 記

### 1 改正の趣旨

虐待防止法においては、児童相談所や市町村から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、児童相談所や市町村において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、改正法においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者（以下「関係機関等」という。）も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないとされた（虐待防止法第13条の4）。

なお、歯科医師については、児童虐待の早期発見において重要な役割を果たしており、虐待防止法第4条第2項及び第5条第1項における「その他児童の福祉に職務上関係のある者」と同様、「その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者」に含まれる。

### 2 守秘義務、個人情報保護との関係について

関係機関等については、刑法（明治40年法律第45号）又は関係資格法により守秘義務規定が設けられている場合があり、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象とされる。ただし、法令による行為など正当な行為については違法性が阻却され、これらの規定違反は成立しない（同法第35条参照）。

児童虐待の防止や対応のために児童相談所や市区町村に情報提供することは、学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者には、虐待防止法第5条第2項に基づき児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務があり、法第10条又は第11条に基づき児童相談所や市区町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等に協力

するものであることから、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務に係る規定違反とはならないと考えられる。

また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）においては、本人の同意を得ない限り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている（個人情報保護法第 16 条及び第 23 条）。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第 13 条の 4 に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、虐待防止法第 13 条の 4 に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

### 3 改正法に規定されていない民間事業者からの資料又は情報の提供について

上記関係機関等の他、一般の民間事業者においても、児童虐待防止に係る情報を有しており、これらの民間事業者から情報提供を受けることが、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために有効な場合があると考えられる。

具体的には、以下のようの場合が考えられる。

- ・集合住宅の管理会社等に対し、虐待が疑われる児童や保護者の居住実態の確認をする場合
- ・虐待通告に基づき、スーパー、コンビニエンスストア、飲食店、ゲームセンター等に対し、虐待の目撃情報の照会をする場合
- ・集合住宅の管理会社や警備会社、鉄道会社、コンビニエンスストア等に対し、虐待行為を確認し得る防犯カメラの映像の提供を求める場合 等

これらの民間事業者についても、個人情報保護法上、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」、「児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」又は「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」には、本人の同意を得ることなく個人情報を提供することが可能である（個人情報保護法第 23 条第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号）。

なお、「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行すること」には、法第 10 条又は第 11 条に基づき、児童相談所や市区町村が児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握を行うことが含まれると解される。

(参考)

**児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）**

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二～四 （略）
- ②～④ （略）

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならぬ。

- 一 （略）
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ～ト （略）
- 三 （略）
- ②～⑤ （略）

**児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）（抄）**

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 （略）

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3～7 （略）

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2・3 （略）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者的心身の状況、

これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

**刑法（明治 40 年法律第 45 号）（抄）**

（秘密漏示）

第百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 （略）

**個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄）**

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～6 (略)

雇児総発1216第2号  
雇児母発1216第2号  
平成28年12月16日

都道府県  
指定都市  
各中核市  
保健所設置市  
特別区

児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

（公印省略）  
母子保健課長  
（公印省略）

要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る  
保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について

子ども虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げる。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）が、平成28年6月3日をもって公布され、改正法により新設された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の5の規定が、10月1日に施行された。これにより、児童福祉法第6条の3第5項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）と思われる者に日頃から接する機会の多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされたところである。

また、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第12次報告）」（以下「第12次報告」という。）がとりまとめられた。第12次報告では、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割（第1次～第12次報告全体では、同割合が約4割）を占め、妊娠期から切れ目のない支援体制の整備の必要性と、学校内での虐待に関する理解の向上と要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を活用した支援体制づくりの重要性等が提言として公表された。

については、これらを踏まえ、各地方自治体におかれでは、下記の趣旨及び留意事項を十分にご理解の上、要支援児童等を早期に把握し、速やかに支援を開始するために保健・医療・福祉・教育等の連携体制の構築とより一層の連携に取り組んでいただきたい。

都道府県におかれでは、管内の市町村や病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関に周知を図られたい。

また、病院、診療所との連携には、管内の関係機関・関係団体等の協力を得る必要があることから、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科医会、日本歯科医師会、日本看護協会の関係団体に別途協力を依頼している。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであり、文部科学省からも、各都道府県・指定都市教育委員会教育長、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長に対し、通知されているので念のために申し添える。

なお、本通知の施行に伴い、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」(平成23年7月27日付け雇児総発第0727第4号・雇児母発第0727第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知)は廃止する。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

#### (参考)

##### ○児童福祉法（抄）

第21条の10の5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等(\*1)と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

##### (\*1) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

###### 【児童福祉法 第6条の3第5項及び第8項】

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

#### 記

##### 1 法改正の趣旨

これまでに専門委員会がとりまとめた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第1次～第12次報告）」によると、心中以外の虐待による子どもの死亡事例については、0歳児の割合が約4割を占めており、この背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、家庭環境の問題などがあると考えられている。また、妊娠の届出がなく母子健康手帳が未交付である、妊婦健診が未受診であるといった妊婦については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）で状況が把

握できない場合がある。

こうした課題に対応するためには、妊婦等自身からの相談を待つだけでなく、特定妊婦に積極的にアプローチすることが必要であり、その前提として、そうした妊婦等を把握しやすい機関等からの連絡を受けて、市町村がその状況を把握し、妊娠期からの必要な支援につなぐことが重要である。

また、児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、平成27年度は103,260件（速報値）で過去最多となった。子ども虐待は、特別な家庭だけに発生するものではなく、学齢期以降の子どもを含め、すべての子育て家庭で起こり得る可能性があり、協議会を通じた関係機関との情報共有等を密に行い、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要である。

このため、改正法においては、要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされ、関係機関からの情報提供を基に、早い段階から市町村の支援につなげていくことが期待されている。

さらに、各分野での取組を通じた一層の連携を図るため、分野ごとの留意事項を3のとおりまとめたので、十分ご配慮願いたい。

## 2 情報提供に当たっての共通の留意事項

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条及び第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない、②個人データを第三者に提供してはならない、こととされているところであるが、今般の改正法により、児童福祉法第21条の10の5第1項に規定されたことから、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意されたい。

また、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法第21条の10の5第1項に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、対象となる者に対しては、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

## (参考)

### ○個人情報の保護に関する法律（抄）

#### (利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### (第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2～5 (略)

## 3 各個別分野の留意事項

### (1) 市町村

情報提供を受けた市町村は、保健・医療・福祉・教育等の関係機関から提供された情報を基に、必要な実情の把握を行うとともに、関係機関に協力を求め、家庭の生活状況や虐待の事実把握等の必要な調査を行う。

また、協議会調整機関として、必要に応じて、把握した内容について協議会に必要な情報の提供を行い、関係機関との情報共有、支援の要否及び支援内容の協議を行う。協議後は、市町村の担当課と関係機関が連携を図りながら必要な支援を行うこと。

なお、関係機関から情報提供に関する説明が行われていない場合、市町村が必要な支援を行う際に、情報提供元が特定されないよう、保護者への説明内容や関わる時期等について、関係機関との事前の協議（＊2）が必要である。

さらに、連携の促進を図るために、訪問指導等の必要な支援を行った市町村が、その結果を記録し、速やかに情報提供元の関係機関に報告することが必要である。

なお、文書で報告する際の様式（参考資料1）を定めたので、参考とされたい。

#### （＊2）関係機関との事前の協議（例）

市町村が必要な支援を行う際に、「乳幼児健康診査の相談内容やその後の子どもの様子を伺うため」「この周辺の子育て中の家庭を訪問し、子育ての悩みなどを尋ねている」など、保護者向けの説明内容を事前に関係機関と協議すること。

#### ① 母子保健担当

妊娠の届出及び母子健康手帳の交付、低体重児の届出、新生児の訪問指導、乳幼児健康診査などに携わる市町村の母子保健担当者は、広く妊産婦、乳幼児及びその保護者等と接触する機会が多いことから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付時には、保健師や助産師等が妊婦の身体的・精神的・経済的状態などの把握に努めるとともに、母子保健施策以外の経済的問題や里親制度等に関する相談については、ひとり親担当や生活保護、児童相談所等の適切な窓口等を紹介すること。

イ 乳幼児健康診査では、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養及び育児に関する指導を行い、もって子どもの健康の保持及び増進を図ること。また、家族の育児面での情緒を養い、子どもに対する虐待防止等が図られるよう、十分留意した指導を行うこと。

ウ また、今般の改正では、母子保健法（昭和40年法律第141号）の一部を改正し、母子保健施策は子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意するよう明確化された。このため、乳幼児健康診査等の様々な機会・事業を通じて、特定妊婦及び要支援児童の把握に努め、母子保健施策が子ども虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意し、母子保健施策と児童虐待防止施策との連携により一層努めること。

エ 特定妊婦及び要支援児童と判断される場合には、協議会に情報提供を行うとともに、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

#### ② 教育委員会事務局

各市町村の教育委員会事務局には、学校に対する専門的な指導を行う指導主事が配置されている場合もあり、教育課程、学習指導その他学校教育に関する事項の指導に当たっている。教育委員会事務局は、各学校から指導主事への様々な相談や指導依頼を通じ、要支援児童等を把握した場合や、他機関を通じてその情報を得た場合には、以下のことに留意して、適切に対応するよう指導すること。

- ア 主に別表3を参考に、学校が要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、学校から要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うよう指導すること。
- イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である旨を指導すること。
- ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供を行うよう指導すること。
- また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- エ 必要な場合には、協議会の一員として、その支援方針等について共に協議し、継続的な支援を行うこと。

### ③ 要保護児童対策地域協議会

協議会は、その対象ケースについて個別ケース検討会議を行い、養育に関する問題を明らかにするとともに、関係機関が連携して当該家庭に必要な支援を行うこと。また、病院、診療所、児童福祉施設、学校等の関係機関と情報共有及び支援内容の協議を行い、支援内容の見直しを行う。特に要支援児童等が、複数の関係機関に関わっている場合などには、関係機関間での情報共有・連携ができるよう調整すること。

## (2) 病院、診療所

病院、診療所は、妊娠婦や子ども、保護者の心身の問題に対応することにより、要支援児童等を把握しやすい立場にあり、子ども虐待の早期発見・早期対応において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

- ① 産科、新生児科、小児科、精神科、歯科等をはじめとする病院、診療所が、別表1～3を参考に要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。
- ② 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

- ③ また、従前から情報提供に際しては、別添1「養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について」(平成16年3月10日付け雇児総発第0310001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)に基づき、対象となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定ができることになっている。この算定に係る「診療報酬の

算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 3 号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知）の関連する事項については、別添 2 のとおりである。

- ④ 病院、診療所は市町村への情報提供後、市町村と情報を共有するとともに、連携して妊産婦や子どもに対する医療の提供を行う。その際、市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましい。
- ⑤ 当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであり、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- ⑥ 児童相談所及び市町村の児童福祉・母子保健等、協議会の調整機関における病院、診療所との連携強化に関するより具体的な留意事項については、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号・雇児母発 1130 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）を参考とすること。

### （3）児童福祉施設等

#### ① 助産施設

助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設であり、妊産婦等の出産前後の健康管理、母乳指導、新生児の保健指導等に対応することで、特定妊婦及び要支援児童を把握しやすい立場にあるため、子ども虐待の発生予防において重要な役割を担っていることから、以下のことに留意して取り組むこと。

ア 主に別表 1～2 を参考に、特定妊婦及び要支援児童と判断した場合は、必要な支援につなげるために、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び特定妊婦、要支援児童が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、特定妊婦及び要支援児童に必要な支援がつながるよう、特定妊婦及び要支援児童が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意された。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策

を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

## ② 保育所及び幼保連携型認定こども園

保育所及び幼保連携型認定こども園は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等及び保護者の状況などの把握ができ、保護者から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のこと留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

## ③ 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、乳幼児及びその保護者が相互に交流する場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言その他の援助を実施しており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のこと留意して取り組むこと。

ア 子育て親子の交流の場の提供や子育て等に関する相談、援助などを通じ、主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早

期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### ④ 児童館

児童館は、地域のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身とも健やかに育成することを目的に、子育て家庭に対する相談・援助、交流の場や放課後児童クラブの実施などに取り組んでおり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のこと留意して取り組むこと。

ア 子どもの居場所の提供や保護者の子育て支援などを通じ、主に別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### ⑤ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援をするため、放課後等に学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る取組がされている。また、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のこと留意して取り組むこと。

ア 主に別表1及び別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

- イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- エ 情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、放課後児童支援員等の各自の判断のみで対応することなく、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### ⑥ 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する各般の問題につき、家庭その他からの子どもに関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行っている。また、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の子ども、家庭の福祉の向上を図る役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

- ア 主に別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に情報提供を行うこと。
- イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。
- ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等が必要な支援につながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。
- エ また、情報提供を適切に行うためには、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。
- オ 連絡調整先の一つである協議会との関係を深めるなど、引き続き連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### (4) 学校

##### ① 幼稚園

幼稚園は、家庭や地域社会との連携を深め、地域の実態や保護者及び地域の人々の要請などを踏まえ、地域における幼児期の教育のセンターとして施設や機能を開放し、積極的に子育てを支援していく役割を担っており、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のこと留意して取り組むこと。

ア 主に別表1～2を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、園全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立園において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知）を参考にすること。

##### ② 小学校及び中学校等

学校及び学校の教職員等は、子ども虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、子ども虐待の早期発見・早期対応に努める必要があることから、以下のこと留意して引き続き取り組むこと。

ア 主に別表3を参考に、要支援児童等と判断した場合には、必要な支援につなげるために、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。当該情報提供に際しては、市町村との連絡等の窓口となる担当者を事前に決めておくことが望ましい。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつ

ながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ 情報提供を適切に行うためには、教職員等一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、各自の判断のみで対応することなく、学校全体の共通認識の下に、組織的に対応すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

また、私立学校において、協議会に参画していない場合には、これを機に、積極的に参画して関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましいこと。

カ 通告後の関係機関との連携を図る上では、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」(平成22年3月24日付け21文科初第777号文部科学大臣政務官通知)を参考にすること。

#### (5) その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関

(1)から(4)に記載した機関以外の機関(\*3)においても、妊婦、子どもや保護者等の状況などの把握ができ、保護者等から相談を受け、支援を行うことが可能な機関であり、その取組は、子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応にもつながるため、以下のことに留意して取り組むこと。

##### (\*3) その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関(例)

医療法(昭和23年法律第205号)第2条に基づく助産所(助産師が公衆又は特定多数人のためその業務(病院又は診療所において行うものを除く。)を行う場所)、家庭的保育事業実施機関、小規模保育実施機関、一時預かり事業実施機関、利用者支援事業実施機関など

ア 別表1～3を参考に、要支援児童等と判断した場合は、必要な支援につなげるために、要支援児童等が居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。

イ 情報提供の際は、対象となる者に対し、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となり得ることを説明することが必要である。

ウ なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

エ また、情報提供を適切に行うために、職員一人ひとりの子ども虐待の早期発見・早期対応の意識の向上を図るとともに、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応

すること。

オ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要であり、協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。特に、具体的な支援策を協議する個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

#### (6) 都道府県

都道府県は、地域における保健・医療・福祉・教育等の連携体制について状況を把握し、必要に応じて、市町村に対して助言、援助を行うこと。また、管内の各関係機関に対して実施に当たっての調整を行い、連携体制の整備を推進すること。

さらに、市町村の取組状況に配慮しつつ、地域連携の好事例を把握して他の地域や病院、診療所、児童福祉施設、学校等に周知するなどして、管内の各関係機関の要支援児童等への対応の水準の向上に努めること。

また、所管する私立学校に対して、市町村への要支援児童等の情報提供に関する周知及び情報提供を通じた協議会への参画の促進に努めること。

なお、医療機関との連携体制の推進に当たっては、「児童虐待防止対策支援事業の実施について」（平成28年7月27日付け雇児発0727第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定められた「医療的機能強化等事業」を活用し、都道府県等の中核的な小児救急病院等を中心とした連携体制の整備を進めることも可能である。



別表 1

## 出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦(特定妊婦)の様子や状況例

- このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。  
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。  
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。

		□欄	様子や状況例
妊娠・出産	妊婦等の年齢	18歳未満	
		18歳以上~20歳未満かつ夫(パートナー)が20歳未満	
		夫(パートナー)が20歳未満	
	婚姻状況	ひとり親	
		未婚(パートナーがない)	
		ステップファミリー(連れ子がある再婚)	
	母子健康手帳の交付	未交付	
	妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降	
		定期的に妊婦健診を受けていない(里帰り、転院等の理由を除く)	
妊婦の行動・態度等	妊娠状況	産みたくない。	
		産みたいが、育てる自信がない。	
		妊娠を継続することへの悩みがある。	
	胎児の状況	妊娠・中絶を繰り返している。	
		疾病	
		障害(疑いを含む)	
	出産への準備状況	多胎	
		妊娠の自覚がない・知識がない。	
		出産の準備をしていない。(妊娠36週以降)	
家族・家庭の状況	心身の状態(健康状態)	出産後の育児への不安が強い。	
		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)	
		自殺企図、自傷行為の既往がある。	
		アルコール依存(過去も含む)がある。	
		薬物の使用歴がある。	
	セルフケア	飲酒・喫煙をやめることができない。	
		身体障害がある。(身体障害者手帳の有無は問わない)	
	虐待歴等	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。	
		妊婦の衣類等が不衛生な状態	
【その他 気になること、心配なこと】	気になる行動	被虐待歴・虐待歴がある。	
		過去に心中の未遂がある。	
		同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。(療育手帳の有無は問わない)	
	夫(パートナー)との関係	突然的な出来事に適切な対処ができない。(パニックをおこす)	
		周囲とのコミュニケーションに課題がある。	
		DVを受けている。	
	出産予定児のきょうだいの状況	夫(パートナー)の協力が得られない。	
		夫婦の不和、対立がある。	
		きょうだいに対する虐待行為がある。(過去または現在、おそれも含む)	
【その他 気になること、心配なこと】	社会・経済的背景	過去にきょうだいの不審死があった。	
		きょうだいに重度の疾病・障害等がある。	
		住所が不確定(住民票がない)、転居を繰り返している。	
		経済的困難、妊娠・出産・育児に関する経済的不安	
		夫婦ともに不安定就労・無職など	
		健康保険の未加入(無保険な状態)	
	家族の介護等	医療費の未払い	
		生活保護を受給中	
	サポート等の状況	助産制度の利用(予定も含む)	
		妊婦または夫(パートナー)の親など親族の介護等を行っている。	
		妊婦自身の家族に頼ることができない。(死別、遠方などの場合を除く)	
	周囲からの支援に対して拒否的		
	近隣や地域から孤立している家庭(言葉や習慣の違いなど)		

別表 2

**虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【乳幼児期】**

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		□欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わされない。 大人の顔色を伺ったり、接触を避けようしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている。急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度		保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といふとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等		理由がはつきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「ににくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し罵罵にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしつたりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態 (健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
家族・家庭の状況	幼稚園、保育所等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	家族間の暴力、不和		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族（同居者間の暴力）不和がある。
	住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】			

	□欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

別表 3

**虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【学齢期以降】**

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。

○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。

○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		□欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発現する夜尿は要注意）
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔色を伺つたり、接触を避けようしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、さいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかつたり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	反社会的な行動（非行）		深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度		保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、「おい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
保護者の様子	登校状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 とにかく理由をつけてなかなか家に帰りたがらない。
	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「くい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であつたり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱つたり、ののしつたりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態（健康状態）		精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
家族・家庭の状況	学校等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。
	家族間の暴力、不和		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあつたり、家族（同居者間の暴力）不和がある。
	住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】			

	<input checked="" type="checkbox"/> 欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

(別添1)



履児総発第0310001号

平成16年3月10日

都道府県 児童福祉主管部(局)長  
各 指定都市 殿  
中核市 母子保健主管部(局)長

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課



### 養育支援を必要とする家庭に関する医療機関から市町村に対する情報提供について

子どもの健康新生を図る上で、「養育支援を必要とする家庭」を的確に把握し、適時適切な支援を行うことは重要な取組であるが、こうした取組は子どもに対する虐待の予防にも資するものである。

このため、平成16年度予算(案)においても育児支援家庭訪問事業を新たに創設するなど、養育支援が必要な家庭に対する支援の充実を図ることで虐待の予防を目指しているが、支援を必要とする家庭を早期に把握するためには、家庭と接点を有する様々な関係機関からの情報提供を促していくことが必要である。

中でも医療機関は、出産前後の健診や、子どもや養育者の疾患等による受診を契機として、支援が必要と思われる家庭と接点を持つことが多いことから、医療機関の積極的な情報提供は「養育支援を必要とする家庭」の早期把握のために重要である。

こうした医療機関から地域の保健福祉を担う市町村等に対する診療情報の提供については、従来から診療情報提供料として診療報酬上の評価が行われ、保健福祉サービスを必要とする要介護高齢者を念頭に置いた情報提供の様式が示されてきたところであるが、以上のような子どもの養育支援の重要性に鑑み、本年4月から実施される診療報酬改定により、子どもの養育支援を念頭に置いた情報提供の様式が新たに別紙様式9・10として示されることとなった。なお、別添様式9は患者が18歳以下の子どもの場合に用いられる様式であり、別紙様式10は患者が母親の場合に用いられる様式である。(別添参照)

については、こうした情報提供が円滑に行われるよう市町村における情報の受理窓口を医療機関に周知するとともに、この改正に伴い増加が予想される医療機関からの情報を積極的に活用し、的確な養育支援が行われるよう各都道府県内の市町村に対し周知願いたい。

またこうした情報を受け、限られた資源の中で効果的な養育支援を行っていくためには市町村虐待防止ネットワーク等を活用し、養育支援に必要な情報集約や、関係支援機関の情報共有の円滑化を図ることで、共通認識にもとづいた支援計画を作成し、明確な役割分担のもと協働支援を行っていくための体制整備が重要である。

なお、上記の診療情報の提供は患者の同意を得て行われるものであるが、同意が得られない場合であっても、疾病等の状況如何によっては、保護者に子どもを監護させることが不適当であると認められ、児童福祉法第25条の規定による児童相談所又は福祉事務所に対する通告が必要となる場合もあることについて併せて医療機関に対し周知願いたい。

おつて本通知については、厚生労働省保険局医療課と協議済みである。

(別添2)

(抄)

保医発0304第3号

平成28年3月4日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)  
厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

標記については、本日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」(平成28年厚生労働省告示第52号)等が公布され、平成28年4月1日より適用されることとなったところであります。実施に伴う留意事項は、医科診療報酬点数表については別添1、歯科診療報酬点数表については別添2及び調剤報酬点数表については別添3のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対し、周知徹底を図られたい。

従前の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第3号)は、平成28年3月31日限り廃止する。

第2章特掲診療料

第1部 医学管理等

B009 診療情報提供料(I)

(1) 診療情報提供料(I)は、医療機関間の有機的連携の強化及び医療機関から保険薬局又は保健・福祉関係機関への診療情報提供機能の評価を目的として設定されたものであり、両者の患者の診療に関する情報を相互に提供することにより、継続的な医療の確保、適切な医療を受けられる機会の増大、医療・社会資源の有効利用を図ろうとするものである。

(2) 保険医療機関が、診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定する。

(3) 紹介に当たっては、事前に紹介先の機関と調整の上、下記の紹介先機関ごとに定める様式又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載し、患者又は紹介先の機関に交付する。また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、診療情報の提供先からの当該患者に係る問い合わせに対しては、懇切丁寧に対応するものとする。

ア イ及びウ以外の場合別紙様式 11

イ 市町村又は指定居宅介護支援事業者等別紙様式 12 から別紙様式 12 の 4 まで

ウ介護老人保健施設別紙様式 13

(4) 当該情報を提供する保険医療機関と特別の関係にある機関に情報提供が行われた場合や、市町村等が開設主体である保険医療機関が当該市町村等に対して情報提供を行った場合は算定できない。

(5) A保険医療機関には、検査又は画像診断の設備がないため、B保険医療機関（特別の関係にあるものを除く。）に対して、診療状況を示す文書を添えてその実施を依頼した場合には、診療情報提供料（I）は算定できる。

(6) (5)の場合において、B保険医療機関が単に検査又は画像診断の設備の提供にとどまる場合には、B保険医療機関においては、診療情報提供料（I）、初診料、検査料、画像診断料等は算定できない。なお、この場合、検査料、画像診断料等を算定するA保険医療機関との間で合議の上、費用の精算を行うものとする。

(7) (5)の場合において、B保険医療機関が、検査又は画像診断の判読も含めて依頼を受け、その結果をA保険医療機関に文書により回答した場合には、診療情報提供料（I）を算定できる。なお、この場合に、B保険医療機関においては、初診料、検査料、画像診断料等を算定でき、A保険医療機関においては検査料、画像診断料等は算定できない。

(8) 提供される情報の内容が、患者に対して交付された診断書等であって、当該患者より自費を徴収している場合、意見書等であって、意見書の交付について診療報酬又は公費で既に相応の評価が行われている場合には、診療情報提供料（I）は算定できない。

(9) 下記のア、イの場合については、患者1人につき月1回に限り、所定点数を算定する。また、いずれの場合も診療情報の提供に当たって交付した文書の写しを診療録に添付する。

ア 区分番号「C001」在宅患者訪問診療料を算定すべき訪問診療を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から2週間以内に、当該患者に対して継続して区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている別の保険医療機関に対して、診療日、診療内容、患者の病状、日常生活動作能力等の診療情報を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合

イ 区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又は区分番号「C006」在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている保険医療機関が、患者の同意を得て、診療の日から2週間以内に、別の保険医療機関に対して、病歴、診療内容、患者の病状等の診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る療養上必要な情報を提供した場合

- (10) 診療情報の提供に当たり、レントゲンフィルム等をコピーした場合には、当該レントゲンフィルム等及びコピーに係る費用は当該情報提供料に含まれ、別に算定できない。
- (11) 「注2」に掲げる「市町村」又は「指定居宅介護支援事業者等」に対する診療情報提供は、入院患者については、退院時に患者の同意を得て退院の日から2週間以内に診療情報の提供を行った場合にのみ算定する。この場合においては、家庭に復帰する患者が対象であり、別の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設等に入院若しくは入所する患者又は死亡退院した患者についてその診療情報を市町村又は指定居宅介護支援事業者等に提供しても、診療情報提供料(I)の算定対象とはならない。
- (12) 「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項の規定により都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村(特別区を含む。以下同じ。)、保健所若しくは精神保健福祉センター又は指定居宅介護支援事業者若しくは地域包括支援センターをいう。また、「保健福祉サービスに必要な情報」とは、当該患者に係る健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス、ホームケア促進事業、ショートステイ、デイサービス、日常生活用具の給付等の介護保険の居宅サービス若しくは福祉サービスを有効かつ適切に実施するために必要な診療並びに家庭の状況に関する情報をいう。
- (13) 「注3」については、在宅での療養を行っている疾病、負傷のため通院困難な患者(以下「在宅患者」という。)に対して、適切な在宅医療を確保するため、当該患者の選択する保険薬局の保険薬剤師が、訪問薬剤管理指導を行う場合であって、当該患者又はその看護等に当たる者の同意を得た上で、当該保険薬局に対して処方せん又はその写しに添付して、当該患者の訪問薬剤管理指導に必要な診療情報を提供した場合に算定する。この場合において、交付した文書の他、処方せんの写しを診療録に添付する。  
なお、処方せんによる訪問薬剤管理指導の依頼のみの場合は診療情報提供料(I)は算定できない。
- (14) 「注4」については、精神障害者である患者であって、次に掲げる施設に入所している患者又は介護老人保健施設(当該保険医療機関と同一の敷地内にある介護老人保健施設その他これに準ずる介護老人保健施設を除く。「注5」において同じ。)に入所している患者の診療を行っている保険医療機関が、診療の結果に基づき、患者の同意を得て、当該患者が入所しているこれらの施設に対して文書で診療情報を提供した場合に算定する。

ア グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平

成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。) 第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。)

イ 障害者支援施設(障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいい、日中活動として同条第 7 項に規定する生活介護を行うものを除く。)

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 6 条の 7 第 2 号に規定する自立訓練(生活訓練)を行う事業所

エ 障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定する就労移行支援を行う事業所

オ 障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業所

カ 障害者総合支援法第 5 条第 26 項に規定する福祉ホーム

(15) 「注 6」に掲げる「認知症に関する専門の保険医療機関等」とは、「認知症施策等総合支援事業の実施について」(平成 26 年 7 月 9 日老発 0709 第 3 号(一部改正、平成 27 年 6 月 26 日老発 0626 第 3 号)老健局長通知)に規定されている認知症疾患医療センターであること。

(16) 「注 7」に掲げる退院患者の紹介に当たっては、心電図、脳波、画像診断の所見等診療上必要な検査結果、画像情報等及び退院後の治療計画等を添付すること。また、添付した写し又はその内容を診療録に貼付又は記載すること。なお、算定対象が介護老人保健施設である場合は、当該加算を算定した患者にあっては、その後 6 か月間、当該加算は算定できない。

(17) 「注 8」の加算は、区分番号「B 0 0 5—4」ハイリスク妊産婦共同管理料(I)が算定されない場合であっても算定できる。

(18) 「注 9」に掲げる「専門医療機関」とは、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、かかりつけの医師や介護サービス等との調整を行う保険医療機関であること。

(19) 「注 10」に規定する認知症専門医療機関連携加算は、区分番号「B 0 0 5—7」に掲げる認知症専門診断管理料 2 を算定する専門医療機関において既に認知症と診断された患者が、症状の増悪や療養方針の再検討を要する状態となった場合に、当該専門医療機関に対して、診療状況を示す文書を添えて当該患者の紹介を行った場合に算定する。

(20) 「注 11」に規定する精神科医連携加算については、身体症状を訴えて精神科以外の診療科を受診した患者について、当該精神科以外の診療科の医師が、その原因となりうる身体疾患を除外診断した後に、うつ病等の精神疾患を疑い、精神医療の必要性を認め、患者に十分な説明を行い、同意を得て、精神科を標榜する別の保険医療機関の精神科に当該患者が受診する日(紹介した日より 1 月間以内とし、当該受診日を診療録に記載すること。)について予約を行った上で、患者の紹介を行った場合に算定する。

(21) 「注 12」に規定する肝炎インターフェロン治療連携加算は、区分番号「B 0 0 5—8」に掲げる肝炎インターフェロン治療計画料を算定する専門医療機関において作成された治

療計画に基づいて行った診療の状況を示す文書を添えて、当該専門医療機関に対して当該患者の紹介を行った場合に算定する。

(22) 「注 13」に規定する歯科医療機関連携加算は、保険医療機関（歯科診療を行う保険医療機関を除く。）が、歯科を標榜する保険医療機関に対して、当該歯科を標榜する保険医療機関において口腔内の管理が必要であると判断した患者に関する情報提供を、以下のア又はイにより行った場合に算定する。なお、診療録に情報提供を行った歯科医療機関名を記載すること。

- ア 歯科を標榜していない病院が、医科点数表第 2 章第 10 部手術の第 1 節第 6 款、第 7 款及び第 9 款に掲げる悪性腫瘍手術（病理診断により悪性腫瘍であることが確認された場合に限る。）又は第 8 款に掲げる心・脈管系（動脈・静脈を除く。）の手術若しくは造血幹細胞移植の手術を行う患者について、手術前に歯科医師による周術期口腔機能管理の必要性を認め、歯科を標榜する保険医療機関に対して情報提供を行った場合
- イ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に属する医師が、訪問診療を行った栄養障害を有する患者について、歯科訪問診療の必要性を認め、在宅療養支援歯科診療所に対して情報提供を行った場合

(23) 「注 14」に規定する地域連携診療計画加算は、あらかじめ地域連携診療計画を共有する連携保険医療機関において、区分番号「A 2 4 6」の注 4 に掲げる地域連携診療計画加算を算定して退院した入院中の患者以外の患者について、地域連携診療計画に基づく療養を提供するとともに、患者の同意を得た上で、退院時の患者の状態や在宅復帰後の患者の状況等について、退院の属する月又はその翌月までに当該連携保険医療機関に対して情報提供を行った場合に算定する。

(24) 「注 15」に規定する検査・画像情報提供加算は、保険医療機関が、患者の紹介を行う際に、検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容及び退院時要約等の診療記録のうち主要なもの（少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る。画像診断の所見を含むことが望ましい。また、イについては、平成 30 年 4 月以降は、退院時要約を含むものに限る。）について、①医療機関間で電子的に医療情報を共有するネットワークを通じ他の保険医療機関に常時閲覧可能なよう提供した場合、又は②電子的に送受される診療情報提供書に添付した場合に加算する。なお、多数の検査結果及び画像情報等を提供する場合には、どの検査結果及び画像情報等が主要なものであるかを併せて情報提供することが望ましい。

(別紙様式12の2)

平成 年 月 日

情報提供先市町村

市町村長 殿  
紹介元医療機関の所在地及び名称電話番号  
医師名

印

患児の氏名	男・女 平成 年 月 日生		
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名		
病状 既往症 治療状況等			
父母の氏名	父: ( )歳 職業( )	母: ( )歳 職業( )	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)		
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)		
入退院日	入院日 : 平成 年 月 日	退院(予定)日 : 平成 年 月 日	
出生時の状況	出生場所 : 当院・他院 ( ) 在胎 : ( )週 単胎・多胎 ( )子中( )子 体重 : ( g) 身長 : ( cm) 出生時の特記事項 : 無・有( ) 妊娠中の異常の有無 : 無・有( ) 妊婦健診の受診有無 : 無・有( 回) 育児への支援者:無・有( )		家族構成
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください			
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他( )	
	情緒	・表情が乏しい・極端におびえる・大人の顔色をうかがう・多動・乱暴 ・身体接觸を極端にいやがる・多動・誰とでもべたべたする ・その他( )	
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他( )	
養育者の状況	健康状態等	・疾患( )・障害( )	
	こどもへの思い・態度	・出産後の状況(マタニティ・ブルース、産後うつ等)・その他( ) ・拒否的・無関心・過干渉・権威的・その他( )	
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他( )	
	同胞の状況	・同胞に疾患( )・同胞に障害( )	
	養育者との分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他( )	
情報提供の目的とその理由			

\*備考

1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
2. 本様式は、患者が18歳以下である場合について用いること。

## (別紙様式12の3)

情報提供先市町村

平成 年 月 日

市町村長 殿  
紹介元医療機関の所在地及び名称電話番号  
医師名

印

患者の氏名	昭和・平成 年 月 日 生 男・女 ( ) 歳 職業( )		
傷病名 (疑いを含む)	その他の傷病名		
病状 既往症 治療状況等			
児の氏名	男・女	平成 年 月 日 生まれ	
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)		
退院先の住所	様方 電話番号 (自宅・実家・その他)		
入退院日 入院日 : 平成 年 月 日	退院(予定)日 : 平成 年 月 日		
今回の出産時の状況 出産場所 : 当院・他院 在胎 : ( ) 週 単胎・多胎 ( ) 子中 ( ) 子 体重 : ( g) 身長 : ( cm) 出産時の特記事項 : 無・有 ( ) 妊娠中の異常の有無 : 無・有 ( ) 妊娠健診の受診有無 : 無・有 ( 回)	家族構成	育児への支援者:無・有( )	
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください			
児の状況 日常的世話の状況 養育環境 他の児の状況 子どもの分離歴	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他( )	
	家族関係	・健診、予防接種未受診・不潔・その他( )	
	他の児の状況	・面会が極端に少ない・その他( )	
	子どもの分離歴	・疾患( )・障害( )	
		・出産後の長期入院・施設入所等・その他( )	
情報提供の目的とその理由			

## \*備考

- 必要がある場合は統紙に記載して添付すること。
- 本様式は、患者が現に子供の養育に関わっている者である場合について用いること。
- 出産時の状況及び児の状況については、今回出産した児のことについて記入すること。

## 支援経過・結果報告書

平成 年 月 日

様

貴機関から平成 年 月 日にご連絡いただいた要支援児童等について、現在までに次のとおり支援を行いましたので報告します。

対象者	子ども	フリガナ	平成 年 月 日生	男・女	第 子
			予定日: 平成 年 月 日	現在妊娠( )週	
保護者	父 フリガナ	母 フリガナ			
	生年月日 年 月 日 (歳)	生年月日 年 月 日 (歳)			
住所	(自宅・実家・その他)				
本人への説明		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	本人からの同意		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

## 【市町村の支援方針】

- 乳幼児健康診査やその他の母子保健サービス等で養育状況を確認します。
- 保護者(養育者)の身体面・精神面・育児不安等の支援を要するため、継続して支援します。
- 子どもの発育・発達支援のため継続的に支援します。
- 関係機関( )とともに養育状況の確認を継続します。
- 子どもの発達状況、養育状況を確認した結果、支援を終了します。
- その他 [ ]

## 【問題点及び今後の援助計画】

--

## 【連絡(依頼)事項】

--

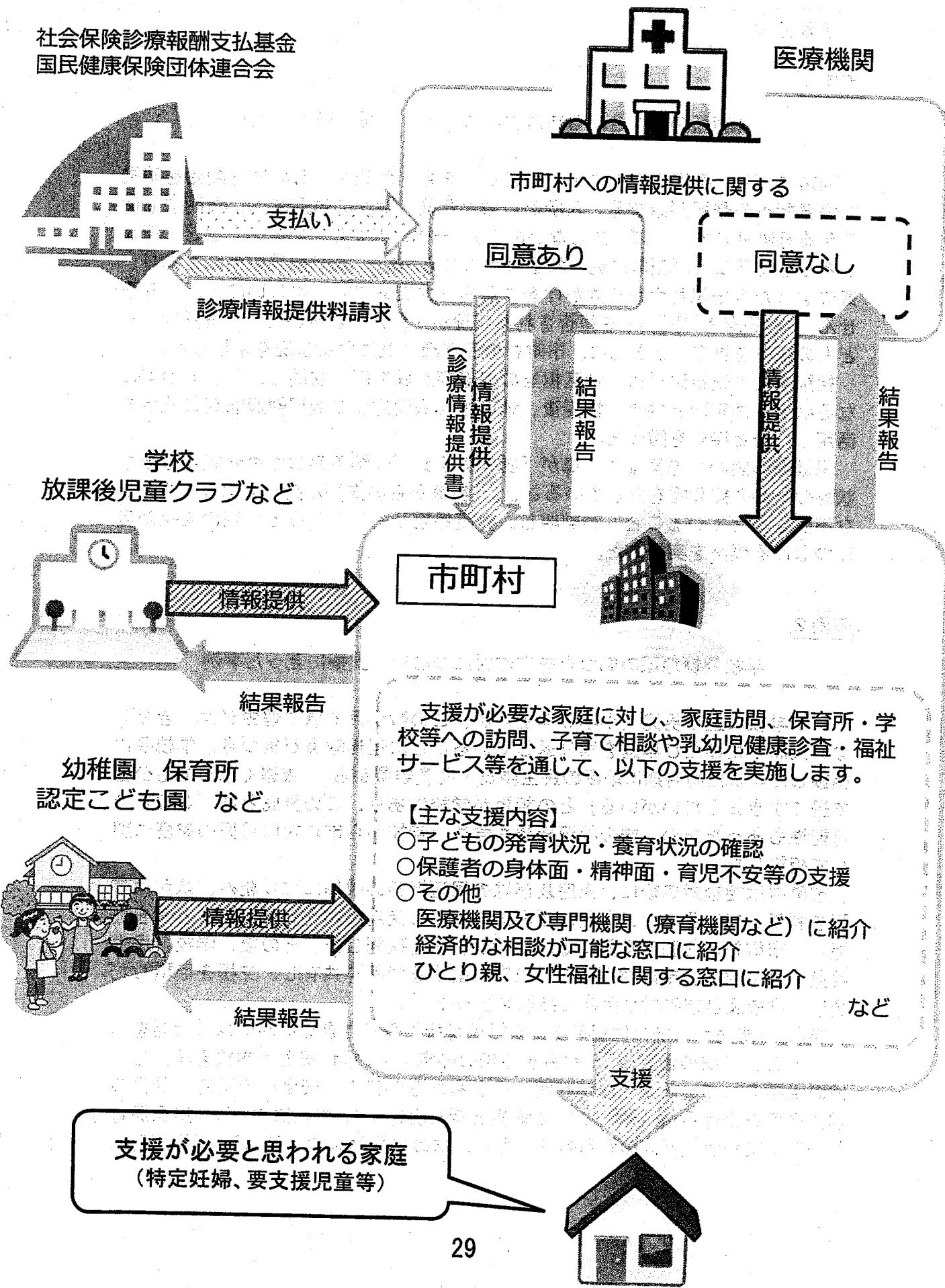
## 【担当者】

所属名	担当者(職種)	
住所	電話	

參考資料 2

## 特定妊婦及び要支援児童等の情報提供に関する支援の流れ

## 社会保険診療報酬支払基金 国民健康保険団体連合会



## 参考資料 3

### 事例 1

#### 保育所の気づきから市町村につなげ、支援に至った事例

離婚により、実家の近くに母と子ども（2歳）が転居。母の就労開始を契機に保育所への登所が始まる。入所から数か月後、朝夕の送迎時に、周囲にも聞こえる怒鳴り声で「グズグズしないの！」「一体、何をしているの」など、母が子どもを叱ることが頻繁に見られるようになる。また、母の服装の乱れもあり、気になった担任保育士から声かけをするも「大丈夫です。忙しいので、すみません。」と保育士の関わりを拒否される状況が1か月ほど続いた。保育所は、子どもの様子を見守るとともに、市町村の保健師に気になる状況を相談した。

相談を受けた市町村は、地区担当の保健師が保育所に訪問し、子どもや気になる状況を保育所と共有。協議後、地区担当保健師が3歳児健康診査の機会を活用し、母と接触を図った。

保健師の関わりを契機に、母が「実家の祖父が体調不良のため介護が必要な状態のため介護負担を感じていること」「実家からの支援が難しくなり、経済的な不安を抱えていること」が判明し、介護保険サービスやひとり親の支援制度につなげる調整を実施した。

### 事例 2

#### 学校及び地域の気づきを市町村につなげ、支援に至った事例

A小学校に通う男児（小学5年生）が、この数か月で急に理由がはっきりしない欠席やたびたび早退を繰り返していることに担当教員が気づき、校長に相談した。また同時期に地区の民生委員・児童委員から、「夜遅くなっても公園で過ごすきょうだいがいる」との相談が学校にあり、この男児と妹（3歳）の可能性もあったため、妹の状況確認も含め、学校から市町村に男児の家庭に関して相談した。

市町村は相談対応後に、家庭及び妹の周辺情報の収集に取り組み、妹が保育所を利用していること、また、ぜんそくのため定期受診をしていること等を把握し、市町村から医療機関に妹の受診状況等を確認した。その後、学校、民生委員・児童委員、市町村が、この家庭に関する情報を共有し、支援を協議した後に、学校及び市町村が両親に接触を図った。

結果、「男児が、妹の体調不良により保育所に登所できない時に妹の世話をしていること」「妹の通院時に、就労する母の帰宅までの間、男児が学校を早退し、妹の世話をしていること」が判明。子どもたちの安心・安全への配慮、男児の学校教育を受ける必要性について両親と話し合い、まずは市町村が、病児保育や子育て支援サービスの利用等を調整し、妹の支援体制づくりに取り組んだ。